

衆議院法務委員会ニュース

【第 204 回国会】令和 3 年 4 月 23 日（金）、第 17 回の委員会が開かれました。

1 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（内閣提出第 36 号）

- ・上川法務大臣、田所法務副大臣、小野田法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。（質疑者）寺田学君（立民）、中谷一馬君（立民）、松平浩一君（立民）、池田真紀君（立民）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）、階猛君（立民）、高井崇志君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

寺田学君（立民）

- （1） 在留資格のない外国人についても人権侵犯事件の調査、救済手続等の対象となることの確認
- （2） 在留資格の有無により守られるべき人権の範囲に違いがあるのか否かの確認
- （3） 本年 3 月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案
 - ア 法務省が、昨 22 日の時点で把握していないと回答していたスリランカ人女性の司法解剖の結果を把握した時期
 - イ 出入国在留管理庁は、入管収容施設の被収容者に健康で生きてもらうための措置を講ずる義務を負っているのか否かの確認
 - ウ 被収容者に健康で生きてもらうために最善を尽くす義務及び被収容者が生きていることに対しての義務を出入国在留管理庁が負っているのか否かについての法務省の見解
 - エ スリランカ人女性の死亡直前に診察した精神科医師が作成した診療情報提供書における、患者が仮釈放を望んで心身に不調を呈しているなら、仮釈放してあげればよくなることが期待できる旨の記載の有無
 - オ 名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案に関する調査状況（中間報告）に上記エの記載が引用されていない理由
 - カ 中間報告において、2 月 5 日及び 18 日に診察した医師の診断を引用しているにもかかわらず、名誉、プライバシーを理由に上記エの精神科医師の診断を引用しなかった理由
 - キ 上記エの記載内容は重要であるか否かの確認
 - ク 上記エの記載内容について、中間報告に記載するほどの重要性がないと判断したのか否かの確認
 - ケ 上記エの記載内容をそのまま中間報告に記載することが適切でないと判断した理由
 - コ 中間報告において、医師の診断の引用ではなく「例えば」という文言で一般化して仮放免の必要性に対する表記をした主体
 - サ 仮放免の必要性に対する表記が一般化して記載されたことについて、出入国在留管理庁次長である政府参考人がそれを認識し、了解したのか否かの確認
 - シ 仮放免の必要性に対する表記を一般化して記載することを了解した理由
 - ス 上記シの記載内容が適切であると判断した理由
 - セ 仮放免の必要性に対する表記を引用ではなく一般化して中間報告に記載した理由についての法務大臣の見解
 - ソ 医療体制特に医師の診断、治療及び投薬については、体調と密接に関わることであり、しっかり公表していくことが大事である旨の法務大臣の答弁を踏まえると、出入国在留管理庁次長である政府参考人の答弁は不十分であるとの考えに対する法務大臣の見解
 - タ 中間報告に仮放免の必要性に対する表記を書くべきであったと法務大臣が判断していることの確認
 - チ 本法案の審議の大前提として、仮放免の必要性に関する記載を敢えてしなかったと思われる出入国在留管理庁の体質や本法案の制度設計についてこれから決めるため現時点では言えないなどお

ざなりの説明をする同庁の姿勢等を改めるよう法務大臣が指示を出す必要性

中谷一馬君（立民）

- (1) 国連人権理事会の特別報告者及び恣意的拘禁作業部会による公開書簡に対する日本政府の対応
- ア 公開書簡で示された懸念に正面から回答する予定の有無
 - イ 公開書簡で示された懸念に回答するか否かの確認
 - ウ 回答内容の公表の有無
 - エ 回答を予定している時期
 - オ 入管法違反者及びその関係者（特に子ども）との対話
 - a 法務省の政務三役が入管法違反者又は親が強制送還された子どもと対話した経験の有無
 - b 法務大臣が聞いた話の内容
 - c 法務大臣が聞いた話が上記 a に該当する者の声であることの確認
 - d 本法案に関係する外国人の子どもの話を聞くことについての法務大臣の見解
 - e 本法案に関係する外国人の子どもの話を聞くことについての法務副大臣及び法務大臣政務官の見解
 - f 出入国在留管理庁次長が上記 a に該当する者の話を聞いた経験の有無
 - カ 本法案の利害関係者との意見交換の状況
 - キ 公開書簡が本法案の内容と入管法を見直すために行った検討内容の提示を求めていることについての出入国在留管理庁の見解
 - ク 上記キについて回答期限である 60 日以内に回答する予定であることの確認
- (2) 難民認定
- ア 我が国の難民認定率が諸外国と比較して最低レベルにあることについての法務大臣の所感
 - イ ミャンマー、トルコ、スリランカ及びネパールの 4 か国が大量の難民や避難民を生じさせる事情がある国であるか否かについての出入国在留管理庁の見解
 - ウ 上記イの 4 か国が大量の難民や避難民を生じさせる事情がある国か否かについての法務大臣の見解
 - エ 我が国を除く G 7 諸国が上記イの 4 か国からの難民を基本的に受け入れている現状についての法務大臣の認識
 - オ 出入国在留管理庁ホームページに掲載されている「入管法改正案 Q & A」における難民認定率を諸外国並みに上げるべきとの問いに対する回答の記載を改善する必要性についての法務大臣の見解

松平浩一君（立民）

- (1) 我が国の出入国在留管理における収容制度と国際人権規約の自由権規約との関係
- ア 日本が自由権規約の締約国か否かの確認
 - イ 自由権規約の締約国が負う義務
 - ウ 自由権規約委員会の一般的意見 35 号パラグラフ 18 に照らし、我が国の退去強制令書による収容が合理性、必要性及び比例性を考慮しているか否か並びに我が国の無期限収容が期間の延長の際には再評価されなければならないとする記載に反するか否かについての出入国在留管理庁の見解
 - エ 上記ウの一般的意見の要請が我が国の収容制度において担保されているという認識か否かの確認
 - オ 自由権規約委員会の一般的意見 35 号パラグラフ 18 に照らし、我が国の収容の決定が、事案ごとに関連要素を考慮しなければならず広範な類型の強制的なルールに基づくものであってはならないとする記載に反するか否かの確認
 - カ 自由権規約委員会の一般的意見 35 号パラグラフ 18 に照らし、我が国の収容の決定が、より権利侵害の小さい手段を考慮に入れなければならないとする記載に反するか否かの確認

- キ 我が国の収容制度は自由権規約委員会の一般的意見 35 号パラグラフ 18 に反しているとの指摘に対する出入国在留管理庁の見解
- ク 個々の事情を考慮した仮放免の手続があることは我が国の収容制度が自由権規約委員会の一般的意見 35 号パラグラフ 18 の趣旨を踏まえていることの理由にはならないとの指摘に対する出入国在留管理庁の見解
- ケ 現時点では、我が国の収容制度が自由権規約委員会の一般的意見 35 号パラグラフ 18 に反するという認識であることの確認
- コ 自由権規約を守ることができないのであれば同規約を破棄すべきとの指摘に対する出入国在留管理庁の見解
- サ 我が国の収容制度が自由権規約委員会の一般的意見 35 号パラグラフ 18 に反するか否かについての法務大臣の見解
- (2) 我が国の収容制度に対する国連からの指摘
 - ア 自由権規約委員会の総括所見の位置付け
 - イ 恣意的拘禁作業部会による移住者の自由のはく奪に関する改定審議結果第 5 号の位置付け及び効力
 - ウ 本改定審議結果は対応を要しないものか否かの確認
 - エ 本改定審議結果の我が国に対する効力
 - オ 関係省庁において十分に検討すべきとしている総括所見と違い、改定審議結果については検討や考慮を要しないことの確認
 - カ 本改定審議結果についての我が国における取扱い
 - キ 関係省庁への本改定審議結果の配付は検討を依頼するために行っているのか否かの確認
 - ク 上記キに対する関係省庁が適宜対応するとの外務省の答弁は、対応するかどうかは各省庁に任せるとの趣旨であるか否かの確認

池田真紀君（立民）

本年 3 月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案

- ア 報道で取り上げられた名古屋出入国在留管理局宛での診療情報提供書を出入国在留管理庁が入手しているか否かの確認
- イ 名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案の中間報告にスリランカ人女性が受診した精神科医の仮放免等のアドバイスを記載しなかったことが捏造に当たるとの考えに対する出入国在留管理庁の見解
- ウ スリランカ人女性の仮放免を認めなかった理由及び仮放免の検討を開始した時期
- エ スリランカ人女性の受診の経過
 - a 2 月 18 日に収容施設の医師が精神科への受診指示を行ったのは大村入国管理センター被収容者死亡事案に関する調査結果を受けての判断か否かの確認
 - b 本人の要望がなければ受診をさせないことが収容施設における基本的な取扱いなのか否かの確認
 - c 2 月 24 日に看護師が看守勤務員に対しておむつを外す指導をした理由
 - d 2 月 22 日から 3 月 4 日までの間、スリランカ人女性が受診していない理由
- オ 3 月 5 日にスリランカ人女性が眠気を理由に支援者の面会を断った際にモニターやカメラを利用した面会を検討したか否かの確認
- カ 看守勤務員によるスリランカ人女性への安否確認
 - a 看守勤務員が居室入口に置かれた昼食の全量未摂取を確認しているにもかかわらず室外から摂取を促した行為が適切であったか否かについての出入国在留管理庁の見解
 - b 室外からの累次の呼び掛けに対してスリランカ人女性が反応を示さなかったにもかかわらず看守勤務員がその間入室しなかった理由

- キ 第三者ではなく出入国在留管理庁としての本件死亡事案の受け止め
- ク 4月23日付けの司法解剖結果に記載がある甲状腺炎による甲状腺機能障害を入管が行ってきた診療や検査において把握していたか否かの確認
- ケ 最終報告の取りまとめを行う調査チーム及び調査に加わっている外部の第三者に診断書など全ての情報を提供することの確認
- コ 死亡したスリランカ人女性及びその遺族に対する法務大臣の思い

藤野保史君（共産）

- (1) 本年3月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案
 - ア スリランカ人女性が仮釈放を望んで心身に不調を来しているなら仮釈放による改善が期待できるとの外部病院による診療情報提供書の記載を中間報告に記載していないのは、当該記載の隠蔽を企図したものであるとの指摘に対する出入国在留管理庁の見解
 - イ 外部病院の医師への診療依頼書において、名古屋出入国在留管理局がスリランカ人女性について詐病などの疑いがあると言及した事実の有無
 - ウ スリランカ人女性の体調不良は詐病によるものとする名古屋出入国在留管理局が描いたシナリオに合う記載のみを診療情報提供書から採用して中間報告が作成されたのではないかとの疑念に対する出入国在留管理庁の見解
- (2) 難民認定手続中の送還停止効の例外
 - ア 平成22年から令和2年までの難民認定者数及びその中における複数回目の難民認定手続において認定を受けた者の数
 - イ 2回の難民不認定処分を受け3回目の難民認定申請を行っていたが2回目の難民不認定処分に係る取消訴訟において当該難民不認定処分が取り消され2回目の難民認定申請に対して難民認定がされたことに伴い3回目の申請を取り下げた者が、改正入管法第61条の2の9第4項第1号に該当するか否かの確認
 - ウ 3回目以降の難民認定申請を行った者を送還停止効の例外とすることは上記イのような者を切り捨てることとなりかねず不合理な制度設計ではないかとの意見に対する法務大臣の見解
- (3) 監理措置制度
 - ア 我が国の在留外国人に対する日常生活面での生活支援に携わる民間の支援者及び支援団体が果たす役割の重要性についての法務大臣の認識
 - イ 難民支援団体のネットワーク組織「なんみんフォーラム」が令和3年3月から4月にかけて行ったアンケート調査を法務大臣が読んだか否かの確認
 - ウ 監理措置に付された外国人が実際に収容施設外でどのように生活していくのかについては出入国在留管理庁は関知しないとする制度設計は無責任ではないかとの意見に対する同庁の見解
 - エ 上記イのアンケート調査において支援者及び支援団体の約9割が監理人を引き受けたくないと回答していることを踏まえると本法案の監理措置制度は運用できないのではないかとの指摘に対する法務大臣の見解
 - オ 本法案によって出入国在留管理庁が民間における外国人支援の多様な取組を同庁の管理下に置き、出入国管理行政をより独断的かつ裁量的な制度にするとともに、収容施設外にまで同庁の影響を及ぼそうとしているのではないかとの意見に対する同庁の見解

串田誠一君（維新）

- (1) 本年3月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案
 - ア 改正入管法第54条第2項の仮放免に関する規定において新たに加えられた文言の趣旨
 - イ 改正入管法第54条第2項について、現行法から文言を変えた理由

- ウ 本事案についての調査の中間報告に「Aが訴える症状の出現時期が、Aが帰国希望から日本への在留希望に転じた時期と合うことから」と記載されていることの確認
 - エ 診療情報提供書にあった仮釈放という文言を中間報告においては在留という文言に変えた理由
 - オ 出入国在留管理庁として仮放免と在留を同じ言葉として理解しているのか否かの確認
 - カ 支援者から言われたという文言を本人が希望したとしたり、仮釈放を在留としたりするなど、診療情報提供書の記載内容が中間報告ではスリランカ人女性が詐病であったかのような流れに書き換えられた理由
 - キ 診療情報提供書には医師が確定的に診断したとは書いていないにもかかわらず、中間報告には『身体化障害の疑い』と診断し、と記載した理由
 - ク 診療情報提供書のみではない資料に基づいて判断した内容を中間報告において医師が診断した内容であるかのように書いたことは正確性を欠くのではないかとの指摘に対する出入国在留管理庁の見解
 - ケ 改正入管法第54条第2項に「健康上、」との文言が入ったことによる仮放免の運用への影響
 - コ 最終報告の作成に当たっては都合よく文言の削除や言い換えを行うことは厳に慎むべきとの考えに対する法務大臣の見解
 - サ スリランカ人女性が使用していた言語
 - シ 言語上の理由により自らの健康状態を伝えることが困難な被收容者について、機械翻訳の使用や状況に応じた仮放免等を検討することについての法務大臣の見解
- (2) 国連子どもの権利委員会（児童の権利に関する委員会）による2019年の勧告
- ア 「庇護希望者である親が收容されて子から分離されることを防止するための法的枠組を確立すること。」との2019年の国連勧告を受けて改正法に反映された具体的な内容
 - イ 監理措置制度が親子の分離を防止するために使われていくことの確認
 - ウ 2019年の国連勧告が、收容によって親子が分離されるケースが極めてゼロに近いという日本の実態を全く理解せずに行われたものであると出入国在留管理庁が受け止めているのか否かの確認
 - エ 改正法の検討に当たり、2019年の国連勧告を前提とした議論がなされたのか否かの確認
 - オ 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）を守っていないとの国連子どもの権利委員会からの指摘や子の連れ去りに関するEUの非難決議について法務省は認識不足ではないかとの考えに対する法務大臣の見解

階猛君（立民）

- (1) 本年3月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案
- ア 死亡したスリランカ人女性の仮放免許可申請に対する対応に関する落ち度の有無についての法務大臣の認識
 - イ 名古屋出入国在留管理局被收容者死亡事案に関する調査状況（中間報告）
 - a 中間報告が予断を持って作成され、調査に加わった第三者も中間報告の作成に主体的に関わっていないのではないかとの疑問に対する法務大臣の認識
 - b 死亡したスリランカ人女性の様子を撮影したビデオや診療情報提供書を調査に加わった第三者が見ているのか否かの確認
 - c 病気にもかかわらず仮放免を認めなかったこと、收容施設外の診療を望んでいたにもかかわらず仮放免許可申請を行った2月22日から外部の精神科医による診療を受けた3月4日までの間に一切診療を受けさせなかったこと及び仮放免の必要性を医師が提起しているにもかかわらず仮放免を認めなかったことという3点の落ち度があるとの考えに対する法務大臣の見解
 - d 中間報告を撤回し早急に最終報告を出すべきとの考えに対する法務大臣の見解
 - e 中間報告が出されたに過ぎない状況下では法案審議の環境は整っていないとの考えに対する法務大臣の見解

- f 最終報告が出され出入国在留管理制度が機能しているか否かを確認しない限り法案審議はできないとの考えに対する法務大臣の見解
 - g 出入国在留管理庁が信用できるか否かを確認することが法改正の前提であるとの考えに対する法務大臣の見解
 - h 中間報告では「死因に係る一定の結論を得た段階において、最終的な調査結果の取りまとめを行う」としているのであるから、スリランカ人女性の司法解剖の結果が出た以上、法案審議中に最終報告を出すべきとの考えに対する法務大臣の見解
 - i 最終報告を出す具体的な時期
 - j 来週中にも最終報告を出すべきとの考えに対する法務大臣の見解
 - k 中間報告が信用できないため最終報告の提出を急ぐ必要があること及びスリランカ人女性の司法解剖の結果が出た以上最終報告をまとめることができるはずであることを法務大臣が理解しているか否かについての確認
 - l 不都合な情報も含めた徹底的な情報開示をすべきとの考えに対する法務大臣の見解
- (2) 「検察の理念」についての法務大臣の所感

高井崇志君（国民）

- (1) 新型コロナウイルス変異株に対する水際対策
- ア 新型コロナウイルス変異株の流行国・地域の指定基準
 - イ 誓約書を書いた者全員に対しビデオ通話による状況確認を行っているかの確認
 - ウ 入国後 14 日間の自宅待機となる者の全体の母数及びビデオ通話による状況確認の対象となるケース
 - エ ビデオ通話による状況確認に応じない者の人数
 - オ ビデオ通話による状況確認に応じない者への対処の有無
 - カ 新型コロナウイルス変異株の日本への流入を防ぐことができなかった理由についての厚生労働省の見解
 - キ 入国後 2 週間の自宅待機などの防疫上の措置に応じることを法律で義務付ける必要性についての厚生労働省の見解
 - ク 入管法第 5 条第 1 項の上陸拒否事由に新型コロナウイルス感染症の流行地域に滞在歴がある外国人を追加する必要性についての法務大臣の見解
- (2) 日本の人権擁護意識
- ア 諸外国と比べた日本の人権擁護意識についての法務大臣の見解
 - イ 入管収容施設における法務省の対応や、新疆ウイグル自治区やミャンマーなどで起きている人権侵害に対する外務省及び日本企業の姿勢に照らして、日本の政府（特に法務省及び外務省）及び企業による人権擁護の取組が適切か否かについての法務大臣の見解